令和７年７月３日

正会員各位

公益社団法人 広島ビルメンテナンス協会
会　長　　杉　川　　聡

広島市優良技能者の市長表彰に係る被表彰候補者の推薦について（依頼）

このことについて、当協会が被表彰候補者を取りまとめて推薦します。
ついては、広島市優良技能者表彰要領ほか関係書類をご確認の上、候補者を推薦して下さいますようご案内します。

１　推薦基準
別添の広島市優良技能者表彰要領による。

２　推薦人員
当協会の推薦枠は例年５名です。被表彰候補者がその数を上回った場合は、①経験年数 ②勤務時間 ③年齢 の順で優先順位を決定させていただきます。

３　推薦書の提出
（１）提 出 先　　(公社)広島ビルメンテナンス協会　(担当　原、沖)
733-0812 広島市西区己斐本町二丁目１９－３
（２）提出方法　　「推薦書(事業所用)」の郵送又はメール(hara@hbma.or.jp)
（３）提出期限　　令和７年８月５日(火) 必着

４　添付書類
（１）広島市優良技能者表彰要領
（２）推薦書の記入及び提出に当たってのお願い
（３）広島市優良技能者表彰推薦書（事業所用）
（４）日本標準職業分類表＜抜粋＞

広島市優良技能者表彰要領

（目的）

第１条　この要領は、広島市表彰条例（昭和２４年４月１日広島市条例第１３号）の規定に基づき、本市において、永く同一の職業に従事し、技能の錬磨や後進の育成などに努めている優秀な技能者を讃えることにより、技能の継承及び振興を図り、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　民間事業所　国、地方公共団体及び独立行政法人の事業所を除く事業所をいう。

⑵　技能者　別表１に掲げる職業に従事し、技術的な能力を有する技能者をいう。

⑶　障害者　次のいずれかに該当する者をいう。

ア　身体障害者福祉法（昭和２４年１２月２６日法律第２８３号）第１５条の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者

イ　療育手帳制度について（昭和４８年９月７日厚生省発児第１５６号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通知）第４条の規定による療育手帳の交付を受けた者

ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年５月１日法律第１２３号）第４５条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

⑷　高齢者　６５歳以上の者をいう。

（表彰範囲）

第３条　表彰対象となる範囲は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、過去において本表彰を受けた者は除く。

⑴　本市に所在する民間事業所において、同一の職業（別表１に掲げる職業に限る。以下同じ。）に通算２０年以上従事し、かつ、第４条第４号に定める基準日に本市に所在する民間事業所において、当該職業に従事していること。ただし、障害者及び高齢者は通算１０年以上とする。

⑵　勤務成績が優秀で他の勤労者の模範と認められること。

⑶　４０歳以上であること。ただし、障害者はこの限りでない。

（被表彰候補者の推薦）

第４条　推薦は、次の各号の規定により行う。

⑴　被表彰候補者を推薦できる団体等（以下「推薦団体等」という。）は、別表２のとおりとする。

⑵　推薦団体等は、別紙１及び別紙２の推薦書により、市長に推薦するものとする。

⑶　推薦団体等が推薦できる人数は、別表３のとおりとする。

⑷　推薦の基準日は、表彰日の属する年の６月１日とする。

（被表彰者の決定）

第５条　市長が被表彰者を決定する。

２　被表彰者は同一事業所から１人とする。ただし、障害者及び高齢者については、同一事業所から別に１人を表彰することができるものとする。

（表彰の方法）

第６条　表彰は、原則として年１回行う。ただし、市長が必要があると認めるときはその都度行う。

２　市長は、被表彰者に対し、表彰状及び記念品を贈り、表彰を行う。ただし、被表彰者が死亡してい

るときは、その表彰状及び記念品は、当該被表彰者の遺族に贈る。

（その他）

第７条

この要領に定めるもののほか必要な事項については、経済観光局長が別に定める。

附　則

この要領は、平成１０年７月１５日から実施する。

附　則

この要領は、平成１１年７月９日から実施する。

附　則

この要領は、平成１４年４月１日から実施する。

附　則

この要領は、平成１７年５月２３日から実施する。

附　則

この要領は、平成１９年４月２７日から実施する。

附　則

この要領は、平成２０年４月１日から実施する。

附　則

この要領は、平成２１年４月３０日から実施する。

附　則

この要領は、平成２２年４月１日から実施する。

附　則

この要領は、平成２４年４月１日から実施する。

附　則

この要領は、平成２５年４月１日から実施する。

附　則

この要領は、令和４年６月２０日から実施する。

別表１（第２条関係）

1　専門的・技術的職業従事者（法務従事者、教員、宗教家並びにその他の専門的職業従事者中の図書館司書、学芸員及び個人教師を除く。）
2　販売従事者（商品販売従事者中の小売店主、卸売店主及び飲食店主を除く。）
3　サービス職業従事者
4　保安職業従事者（自衛官、司法警察職員並びにその他の保安職業従事者中の看守及び消防員を除く。）
5　農林漁業従事者
6　生産工程従事者
7　輸送・機械運転従事者
8　建設・採掘従事者
9　運搬・清掃・包装等従事者（郵便・電報外務員を除く。）

※この分類は、日本標準職業分類（平成２１年１２月統計基準設定：総務省）の区分による。

別表２（第４条関係）

推薦団体等	所　　管	備　　考
各種職種団体等	旧市内地区	広島商工会議所調製の名簿及び中小企業団体中央会会員名簿等に基づく。
広島東商工会	安芸地区	
広島安芸商工会	〃	
祇園町商工会	安佐地区	
安古市町商工会	〃	
沼田町商工会	〃	
広島安佐商工会	〃	
高陽町商工会	〃	
五日市商工会	佐伯地区	

別表３（第４条関係）

１　各種職種団体等

各事業所の総従業員数	推薦人数
３，０００人以内	１人以内
３，００１人以上９，０００人以内	３人以内
９，００１人以上１５，０００人以内	５人以内
１５，００１人以上	７人以内

２　商工会

各商工会の総会員数 （ただし、広島安芸商工会については、船越支所のみの会員数とする。）	推薦人数
１，１００人以内	１人以内
１，１０１人以上２，２００人以内	２人以内
２，２０１人以上	３人以内

日本標準職業分類〔平成21年12月統計基準設定：総務省〕　（抜粋）

大・中・小分類項目表

大分類項目	中分類項目	小　分　類　項　目
A 管理的職業従事者	01 管理的公務員	011 議会議員　012 管理的国家公務員　013 管理的地方公務員
	02 法人・団体役員	021 会社役員　022 独立行政法人等役員 029 その他の法人・団体役員
	03 法人・団体管理職員	031 会社管理職員　032 独立行政法人等管理職員 039 その他の法人・団体管理職員
	04 その他の管理的職業従事者	049 その他の管理的職業従事者
B 専門的・技術的職業従事者	05 研究者	051 自然科学系研究者　052 人文・社会科学系等研究者
	06 農林水産技術者	061 農林水産技術者
	07 製造技術者（開発）	071 食品技術者（開発） 072 電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発） 073 機械技術者（開発）　074 自動車技術者（開発） 075 輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発） 076 金属技術者（開発）　077 化学技術者（開発） 079 その他の製造技術者（開発）
	08 製造技術者（開発を除く）	081 食品技術者（開発を除く） 082 電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発を除く） 083 機械技術者（開発を除く）　084 自動車技術者（開発を除く） 085 輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発を除く） 086 金属技術者（開発を除く）　087 化学技術者（開発を除く） 089 その他の製造技術者（開発を除く）
	09 建築・土木・測量技術者	091 建築技術者　092 土木技術者　093 測量技術者
	10 情報処理・通信技術者	101 システムコンサルタント　102 システム設計者 103 情報処理プロジェクトマネージャ　104 ソフトウェア作成者 105 システム運用管理者　106 通信ネットワーク技術者 109 その他の情報処理・通信技術者
	11 その他の技術者	119 その他の技術者
	12 医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	121 医師　122 歯科医師　123 獣医師　124 薬剤師
	13 保健師，助産師，看護師	131 保健師　132 助産師　133 看護師（准看護師を含む）
	14 医療技術者	141 診療放射線技師　142 臨床工学技士　143 臨床検査技師 144 理学療法士，作業療法士　145 視能訓練士，言語聴覚士 146 歯科衛生士　147 歯科技工士
	15 その他の保健医療従事者	151 栄養士 152 あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師 159 他に分類されない保健医療従事者
	16 社会福祉専門職業従事者	161 福祉相談指導専門員　162 福祉施設指導専門員　163 保育士 169 その他の社会福祉専門職業従事者

対象外

	18 経営・金融・保険専門職業従事者	181 公認会計士　182 税理士　183 社会保険労務士 184 金融・保険専門職業従事者 189 その他の経営・金融・保険専門職業従事者
	21 著述家，記者，編集者	211 著述家　212記者，編集者
	22 美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者	221 彫刻家　222 画家，書家　223 工芸美術家 224 デザイナー　225 写真家，映像撮影者
	23 音楽家，舞台芸術家	231 音楽家　232 舞踏家　233 俳優　234 演出家　235 演芸家
	24 その他の専門的職業従事者	243 カウンセラー（医療・福祉施設を除く） 245 職業スポーツ従事者　246 通信機器操作従事者 249 他に分類されない専門的職業従事者
C 事務従事者 対象外	25 一般事務従事者	251 庶務事務員　252 人事事務員　253 企画事務員 254 受付・案内事務員　255 秘書　256 電話応接事務員 257 総合事務員　259 その他の一般事務従事者
	26 会計事務従事者	261 現金出納事務員　262 預・貯金窓口事務員　263 経理事務員 269 その他の会計事務従事者
	27 生産関連事務従事者	271 生産現場事務員　272 出荷・受荷事務員
	28 営業・販売事務従事者	281 営業・販売事務員　289 その他の営業・販売事務従事者
	29 外勤事務従事者	291 集金人　292 調査員　299 その他の外勤事務従事者
	30 運輸・郵便事務従事者	301 旅客・貨物係事務員　302 運行管理事務員 303 郵便事務員
	31 事務用機器操作員	311 パーソナルコンピュータ操作員 312 データ・エントリー装置捜査員 313 電子計算機オペレーター（パーソナルコンピュータを除く） 319 その他の事務用機器操作員
D 販売従事者	32 商品販売従事者	323 販売店員　324 商品訪問・移動販売従事者 325 再生資源回収・卸売従事者　326 商品仕入外交員
	33 販売類似職業従事者	331 不動産仲介・売買人　332 保険代理人・仲立人 333 有価証券売買・仲立人，金融中立人　334 質屋店員 339 その他の販売類似職業従事者
	34 営業職業従事者	341 食料品営業職業従事者　342 化学品営業職業従事者 343 医薬品営業職業従事者 344 機械器具営業職業従事者（通信機械器具を除く） 345 通信・システム営業職業従事者 346 金融・保険営業職業従事者　347 不動産営業職業従事者 349 その他の営業職業従事者
E サービス職業従事者	35 家庭生活支援サービス職業従事者	351 家政婦(夫)，家事手伝い 359 その他の家庭生活支援サービス職業従事者
	36 介護サービス職業従事者	361 介護職員（医療・福祉施設等）　362 訪問介護従事者
	37 保険医療サービス職業従事者	371 看護助手　372 歯科助手 379 その他の保健医療サービス職業従事者
	38 生活衛生サービス職業従事者	381 理容師　382 美容師 383 美容サービス従事者（美容師を除く） 384 浴場従事者　385 クリーニング職　386 洗張職
	39 飲食物調理従事者	391 調理人　392 バーテンダー
	40 接客・給仕職業従事者	403 飲食物給仕従事者　404 身の回り世話従事者 405 接客社交従事者　406 芸者，ダンサー　407 娯楽場等接客員

	41 居住施設・ビル等管理人	411 マンション・アパート・下宿管理人　412 寄宿舎・寮管理人 413 ビル管理人　414 駐車場管理人
	42 その他のサービス職業従事者	421 旅行・観光案内人　422 物品一時預かり人　423 物品賃貸人 424 広告宣伝員　425 葬儀師，火葬作業員 429 他に分類されないサービス職業従事者
F 保安職業従事者	45 その他の保安職業従事者	453 警備員　459 他に分類されない保安職業従事者
G 農林漁業従事者	46 農業従事者	461 農耕従事者　462 養畜従事者　463 植木職，造園師 469 その他の農業従事者
	47 林業従事者	471 育林従事者　472 伐木・造材・集材従事者 479 その他の林業従事者
	48 漁業従事者	481 漁労従事者　482 船長・航海士・機関長・機関士(漁労船) 483 海藻・貝採取従事者　484 水産養殖従事者 489 その他の漁業従事者
H 生産工程従事者	49 生産設備制御・監視従事者（金属製品）	491 製銑・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員 492 鋳物製造・鍛造設備制御・監視員 493 金属工作設備制御・監視員 494 金属プレス設備制御・監視員　495 鉄工・製缶設備制御・監視員 496 板金設備制御・監視員 497 金属彫刻・表面処理設備制御・監視員 498 金属溶接・溶断設備制御・監視員 499 その他の生産設備制御・監視従事者（金属製品）
	50 生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	501 化学製品生産設備制御・監視員 502 窯業・土石製品生産設備制御・監視員 503 食料品生産設備制御・監視員 504 飲料・たばこ生産設備制御・監視員 505 紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員 506 木・紙製品生産設備制御・監視員 507 印刷・製本設備制御・監視員 508 ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員 509 その他の生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）
	51 機械組立設備制御・監視従事者	511 はん用・生産用・業務用機械器具組立設備制御・監視員 512 電気機械器具組立設備制御・監視員 513 自動車組立設備制御・監視員 514 輸送機械組立設備制御・監視員（自動車を除く） 515 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員
	52 製品製造・加工処理従事者（金属製品）	521 製銑・製鋼・非鉄金属製錬従事者 522 鋳物製造・鍛造従事者　523 金属工作機械作業従事者 524 金属プレス従事者　525 鉄工，製缶従事者　526 板金従事者 527 金属彫刻・表面処理従事者　528 金属溶接・溶断従事者 529 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）
	53 製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	531 化学製品製造従事者　532 窯業・土石製品製造従事者 533 食料品製造従事者　534 飲料・たばこ製造従事者 535 紡織・衣服・繊維製品製造従事者　536 木・紙製品製造従事者 537 印刷・製本従事者　538 ゴム・プラスチック製品製造従事者 539 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）
	54 機械組立従事者	541 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者 542 電気機械器具組立従事者　543 自動車組立従事者 544 輸送機械組立従事者（自動車を除く） 545 計量計測機器・光学機械器具組立従事者
	55 機械整備・修理従事者	551 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者 552 電気機械器具整備・修理従事者　553 自動車整備・修理従事者 554 輸送機械整備・修理従事者（自動車を除く） 555 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者

	56 製品検査従事者（金属製品）	561 金属材料検査従事者　562 金属加工・溶接・溶断検査従事者
	57 製品検査従事者（金属製品を除く）	571 化学製品検査従事者　572 窯業・土石製品検査従事者 573 食料品検査従事者　574 飲料・たばこ検査従事者 575 紡織・衣服・繊維製品検査従事者　576 木・紙製品検査従事者 577 印刷・製本検査従事者　578 ゴム・プラスチック製品検査従事者 579 その他の製品検査従事者（金属製品を除く）
	58 機械検査従事者	581 はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者 582 電気機械器具検査従事者　583自動車検査従事者 584 輸送機械検査従事者（自動車を除く） 585 計量計測機器・光学機械器具検査従事者
	59 生産関連・生産類似作業従事者	591 生産関連作業従事者　592 生産類似作業従事者
I 輸送・機械運転従事者	60 鉄道運転従事者	601 電車運転士　609 その他の鉄道運転従事者
	61 自動車運転従事者	611 バス運転者　612 乗用自動車運転者　613 貨物自動車運転者 619 その他の自動車運転従事者
	62 船舶・航空機運転従事者	621 船長(漁労船を除く)　622 航海士・運航士(漁労船を除く)，水先人 623 船舶機関長・機関士(漁労船を除く)　624 航空機操縦士
	63 その他の輸送従事者	631 車掌　632 鉄道輸送関連業務従事者　633 甲板員，船舶技士 634 船舶機関員　639 他に分類されない輸送従事者
	64 定置・建設機械運転従事者	641 発電員，変電員　642 ボイラー・オペレーター 643 クレーン・ウィンチ運転従事者 644 ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転従事者 645 建設・さく井機械運転従事者 646 採油・天然ガス採取機械運転従事者 649 その他の定置・建設機械運転従事者
J 建設・採掘従事者	65 建設躯体工事従事者	651 型枠大工　652 とび職　653 鉄筋作業従事者
	66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	661 大工　662 ブロック積・タイル張従事者　663 屋根ふき従事者 664 左官　665 畳職　666 配管従事者　669 その他の建設従事者
	67 電気工事従事者	671 送電線架線・敷設従事者　672 配電線架線・敷設従事者 673 通信線架線・敷設従事者　674 電気通信設備工事従事者 679 その他の電気工事従事者
	68 土木作業従事者	681 土木従事者　682 鉄道線路工事従事者 683 ダム・トンネル掘削従事者
	69 採掘従事者	691 採鉱員　692 石切出従事者　693 砂利・砂・粘土採取従事者 699 その他の採掘作業者
K 運搬・清掃・包装等従事者	70 運搬従事者	702 船内・沿岸荷役従事者　703 陸上荷役・運搬従事者 704 倉庫作業従事者　705 配達員　706 荷造従事者
	71 清掃従事者	711 ビル・建物清掃員　712 ハウスクリーニング職 713 道路・公園清掃員　714 ごみ・し尿処理従事者 715 産業廃棄物処理従事者　719 その他の清掃従事者
	72 包装従事者	721 包装従事者
	73 その他の運搬・清掃・包装等従事者	739 その他の運搬・清掃・包装等従事者

推薦書の記入及び提出に当たってのお願い

1　被表彰候補者名の記入について

推薦書に基づいて表彰状に被表彰者名を書き入れますので、**氏名は楷書ではっきりと記入し、必ずふりがな**をつけてください。

2　年齢及び勤務年数の記入について

令和７年６月１日（表彰要件の基準日）現在で記入してください。

（例）
- 昭和30年4月1日 生まれの方 …… ７０歳
- 昭和30年12月1日生まれの方 …… ６９歳

満年齢で記入

3　本市に所在する民間事業所において同一の職業に通算２０年以上従事していることについて

本人の申立てにより認定することとし、証拠書類の提出は求めません。

4　日本標準職業分類の記入について

別添の「日本標準職業分類 大・中・小分類項目表」の区分を参考に、大分類はアルファベット、中分類・小分類はコード番号で、わかる範囲内で記入してください。

5　管理職従事者について

管理職手当を支給されている者又は事業の経営に参画している者をいい、本表彰の対象外となります。

6　勤務成績が優秀で他の勤労者の模範と認められることについて

この判断は、事業所及び推薦団体に一任しますので、市長表彰にふさわしい勤労者を御推薦ください。

7　推薦書の提出について

加入しておられる組合、職種団体、商工会へ提出してください。

8　推薦について

推薦後、被表彰候補者が死亡又は推薦されるにふさわしくない事由が発生した場合には、速やかに報告していただきますようお願いいたします。

9　表彰式について

表彰式は、令和７年１１月中旬を予定しています。表彰式の日時は、被表彰者の決定通知においてお知らせしますので、被表彰者に必ず御連絡の上、当日の出席について御配慮をお願いします。

表彰式に欠席された方には、式後に表彰状をお渡ししますので、広島市役所本庁舎５階の経済観光局雇用推進課まで取りにお越しください。